

商品取引契約条項

この商品取引契約条項(以下「本規定」といいます。)は、お客様を甲、ベル・データ株式会社を乙として、甲が乙に対して発行する注文書(以下「本注文書」といいます。)に定める物件(以下「本物件」といいます。)を甲が乙から買い受けること、または本注文書記載のリース予定会社を通じて本物件のリースを受けること(以下、買い受けることとリースを受けることを総称して「商品取引」といい、甲乙間の本物件に係る商品取引契約を以下「本契約」といいます。)の契約条件を定めるものです。本規定に定める事項は、本規定第2条に定めるすべての契約に適用されるものとし、甲は、本規定の内容を承諾、同意の上、本契約を申し込むものとします。

第1条(契約の性質)

甲の乙に対する注文は、本注文書の「取引方法」欄で「売買」が明示されているときは本物件の売買の申し込みとみなし、「リース予定」のときはリース会社と本物件のリース契約の締結を目的とする商品提供の申し込み(以下「商品提供依頼」といいます。)とみなすものとします。

第2条(契約の成立)

- 1.甲から乙への注文が売買の申し込みとみなされる場合、これに対し乙が承諾の意思表示を発したときに、甲乙間で本物件の売買契約が成立するものとします。ただし、乙が本注文書受領後に、甲の申し込みに対し5営業日以内に諾否の回答をしない場合、当該5営業日を経過した日に売買契約が成立したものとみなします。
- 2.甲から乙への本契約の申し込みに対し乙が別段の意思表示をすることなく甲に向け本物件を出荷したときは、以降甲は、乙に対する当該申し込みの意思表示を撤回することはできないものとします。
- 3.甲は、商品提供依頼として甲に納入された本物件についてその管理・保管に関し善良なる管理者の注意義務を負担するものとします。甲は乙とリース会社間の売買契約および甲とリース会社間のリース契約が成立するまでの間、乙の書面による事前の許可なく本物件を使用、収益することはできず、また譲渡、質入れ、転貸等を行うことは一切できないものとします。
- 4.リース契約の締結を目的とする本物件の納入がなされたときから1ヵ月以内に、本物件の全部または一部について乙とリース会社間で、甲へのリースを目的とした売買契約が有効に成立しないときは、乙は甲に対し、乙の選択により本物件の全部または一部の甲による買取りまたは返還を請求することができるものとします。
- 5.前項の場合において、乙が甲に対し本物件の買取りを請求したときは、当該請求時に甲乙間に本物件売買契約が成立するものとします。
- 6.第4項の場合において、乙が甲に対し本物件の返還を請求したときは、甲は自己の費用と危険負担で直ちに本物件を乙に返還するものとします。また、乙は、自ら本物件の回収を行ったうえ、甲に回収費用を請求することもできるものとします。

第3条(納入・検査・引渡し)

- 1.乙は、本注文書記載の「受渡予定日」までに本注文書記載の「受渡場所」において乙または乙の指定する本物件の供給業者所定の手続きおよび配送方式に従い本物件を納入するものとします。
- 2.乙は、本物件を「受渡予定日」までに納入できないおそれが生じたときは、遅滞なくその旨を甲に通知し、甲乙協議の上、対応を決定するものとします。ただし、納入の遅延により甲に何らかの損害が生じた場合であっても乙は一切その責任を負いません。
- 3.本物件の納入後、甲は速やかに受入検査を実施するものとし、本物件の種類、品質(機能を含む)、数量(以下「本物件の品質等」といいます。)が本契約の内容に適合しているかを確認し、納入後3営業日以内(以下「検査期間」といいます。)に乙にその結果を通知するものとします。当該受入検査に合格の場合には、本物件は甲が当該合格を通知した日をもって甲に引き渡されたものとします。乙が不合格の通知を受けた場合には、乙は再納入にむけて合理的な努力をするものとし、その後の手続きは前二項および本項を準用するものとします。検査期間内に甲より何らの通知も到達しない場合は、検査期間満了時をもって合格したものとみなし、また、甲への引渡しが完了したものとみなします。
- 4.本物件納入後の据付け・設置・稼動確認等の作業については、本物件固有の指定または甲乙間で別段の書面による定めがある場合を除き、原則として甲の負担とします。

第4条(保証)

- 1.前条に定める受入検査時に発見することが困難であって、引渡し完了後に本物件の品質等が本契約の内容に適合しないこと(以下「不具合等」といいます。)が判明したとき、甲は乙に対し次項の期間内に当該不具合等の詳細を通知し、乙は本物件を修補するものとします。乙による修補によっても不具合等が残る場合、乙は、同等の機能を持つ代替品と交換するか、甲の通知受領後相当期間内にこれらの履行の追完をしないときには、当該不具合等のある本物件の返還と引き換えに甲の支払済代金を返還するものとします。
- 2.前項に定める、本物件の不具合等に関する乙の責任は、本物件の引渡し完了日より1週間以内に限るものとします。ただし、本物件のメーカー所定の保証規定がある場合は当該規定にしたがいます。
- 3.本項各号に該当する事由の場合には、乙は前二項の保証責任を免れます。
 - (1)本物件が乙所定の稼動環境に従って設置されておらず、または甲又は第三者による誤使用に起因する不具合等が生じたとき。
 - (2)甲または第三者が本物件を改造ないし変更したことにより起因する不具合等が生じたとき。
 - (3)本物件の引渡し完了後、事故、災害、および乙以外の責に帰すべき事由に起因する不具合等が生じたとき。
- 4.本条は、本物件に関する保証の全てを規定したものであり、他の契約不適合責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証を含む全ての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第5条(支払い)

1. 甲乙間の売買契約が有効に成立した場合において、甲は、本注文書に特段の定めのない限り、本物件の代金を、本物件の引渡し完了日の属する月の翌月末までに、乙所定の銀行口座に振込み(この場合の振込手数料は、甲の負担とします。)または乙からの請求書に記載した支払方法にしたがって支払うものとします。当該支払期日を経過した場合には、甲は、未払金額に対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払います。

2. 甲の乙に対する商品提供依頼に基づき本契約が成立した場合、本物件の代金、支払期日その他支払条件は、別途甲乙およびリース会社の協議により定めるものとします。

第6条(危険負担)

本契約に基づいて納入された本物件の危険負担は、第3条第3項の引渡し完了をもって、乙から甲に移転します。

第7条(所有権)

1. 甲乙間の売買契約が有効に成立した場合において、本物件の所有権は、甲の代金完済時に乙から甲に移転するものとし、乙はそれまで本物件の所有権を留保します。

2. 甲の乙に対する商品提供依頼に基づき本契約が成立した場合、本物件の所有権の帰属は乙とリース会社間または甲とリース会社間の契約のとおりとします。

第8条(解除)

1. 相手方に次の事由が生じた場合には、いずれの当事者も何ら催告することなく直ちに本契約を解除できるものとします。

(1) 手形もしくは小切手が不渡りとなったとき、または支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき。

(2) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。

(3) 第三者より仮差押え、仮処分、差押え、強制執行もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立を受け、または自ら申立てを行ったとき。

(5) 解散、合併、会社分割、減資、または事業もしくは営業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

(6) 第10条第7項に違反したとき。

(7) 相手方の責に帰すべき事由により本契約を履行できなくなったとき。

(8) 本契約の義務に違反し、甲または乙から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期限内に違反事項の是正を行わないとき。

(9) その他財務状況が悪化する等、契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。

2. 相手方が前項各号の一に該当した場合、または前項による解除がなされた場合、解除を行なった当事者は、相手方に対し、損害賠償を請求することができます。また解除された当事者は、相手方に対して負担する一切の金銭債務につき、相手方から通知がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならないものとします。

第9条(不可抗力)

地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、伝染病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力による本契約の全部または一部(金銭債務を除きます。)の履行遅滞または履行不能については、いずれの当事者もその責任を負いません。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知し、回復するための最善の努力をするとともに、これら不可抗力によって生じた履行の費用の負担割合につき相手方に協議の申入れをすることができるものとします。

第10条(その他)

1. 乙は、請求の原因にかかわらず、乙の責に帰すべき事由または本契約違反に起因して現実に発生した直接かつ通常損害に対してのみ、当該損害の原因となった本物件の売買価格相当額を限度とする損害賠償責任を負うものとします。ただし、法律に別段の定めがある場合を除き、乙は次の損害(事前に当該可能性について通知されていた場合を含みます。)については一切の責任を負いません。

(1) データ・プログラム・信用等の無体物の損害。

(2) 特別、偶発的、間接的もしくは結果的な損害、または逸失利益、機会損失、信用毀損もしくは節約できたであろう金額。

(3) 予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害。

2. 乙は、甲の本物件の選択または使用の結果についての一切の責任を負いません。

3. 本物件にソフトウェア製品が含まれる場合、当該製品の使用許諾条件は、当該製品のメーカー所定の使用許諾条件によるものとします。

4. 必要があれば、甲乙合意のうえリース会社を変更することができるものとし、リース会社が未定の場合、甲は速やかにこれを決定しなければなりません。

5. 甲および乙は、本契約に基づく業務で知り得た相手方の一切の情報に関し、別途甲乙間で機密保持契約を締結した場合を除き、機密情報として取り扱いません。

6. 甲は、本物件を輸出することはできないものとし、乙の書面による承諾を得てこれを輸出する場合であっても、外国為替および外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続きをとるものとします。なお、乙は、輸出された本物件に対し日本国外においては一切の保証ないし責任を負わないものとします。

7. 甲および乙は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定される暴力団およびその関係団体等「以下「反社会的勢力」といいます。」でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして、相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、また自らの主要な出資者または役職者が反社会的構成員でないことを表明し、保証します。

8. 甲は、本物件または本契約に基づき取得する権利を、乙の書面による事前の承諾なくして、第三者に譲渡もしくは移転あるいは再販してはならないものとします。ただし、甲の子会社(甲がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社をいいます。)における自己使用を目的とする場合の本物件の転売については、乙への書面による事前通知をもって足りるものとします。なお、乙以外の者から甲に対し甲を使用者として特定してライセンスされる商品について乙の承諾なく再販等を行ったときは、乙は直ちに本契約を解除し、甲に対し損害の賠償を求めることができるものとします。
9. 乙は、甲の承諾を得ることなく随時本規定を変更することができます。なお、この場合、変更前に締結された本契約にも、変更後の新規定の定めを適用するものとします。変更後の新規定の効力は、乙が別途定める場合を除き、乙が提供するウェブサイト上に表示で「効力発生日」として乙が指定した日より、生じるものとします。
10. 乙は、前項の変更を行う場合は、本規定を変更する旨および変更後の新規定の内容を以下の乙が提供するウェブサイトに掲載する方法にて事前に周知または書面、電磁的方法にて通知するものとします。
<<https://www.belldata.com/company/specification/merchandise.html>>
11. 本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
12. 本契約における「書面」とは、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式)によって作成された、電磁的記録を含むものとします。電子署名の定義は、「電子署名及び認証業務に関する法律」第2条第1項に従います。

附 則(2023年10月1日)

本規定は、2023年10月1日から適用されます。